

居宅介護支援に係る大村市条例と解釈通知対応表

大村市条例…大村市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(平成30年3月22日条例第1号)

解 釈 通 知…指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

(平成11年7月29日老企第22号)

令和3年4月1日現在

大村市条例	解釈通知
第1章 趣旨及び基本方針 第1条～第3条 略 (基本方針) 第4条 略 2～4 略 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ※第4条第5項《経過措置》 令和6年3月31日までの間、 「講じなければ」→「講ずるよう努めなければ」 6 略 第2章 略 第3章 運営に関する基準 第7条～第20条 略	第1 略 第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 1・2 略 3 運営に関する基準 (1)～(11) 略
(運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) 略 ※第21条《経過措置》 令和6年3月31日までの間①② ①「、次に」→「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」 ②「重要事項」→「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」 第22条 略	(12) 運営規程 基準第18条は、指定居宅介護支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定居宅介護支援事業所ごとに義務づけたものである。特に次の点に留意する必要がある。 ①～③ 略 ④ 虐待の防止のための措置に関する事項（第6号） <u>(22)の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</u> (13) 略
(業務継続計画の策定等) 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する <u>指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置</u>	(14) 業務継続計画の策定等 ① 基準第19条の2は、指定居宅介護支援事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、 <u>指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）</u>

を講じなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 指定居宅介護支援事業者は、<u>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>	いう。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、<u>介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。</u>利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、<u>関係機関との連携等に努めることが重要である。</u>なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 19 条の 2 に基づき事業所に実施が求められるものであるが、<u>他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</u>また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、<u>研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</u> なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 9 号。以下「令和 3 年改正省令」という。)附則第 3 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。 ② <u>業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。</u> なお、各項目の記載内容については、「<u>介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン</u>」及び「<u>介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン</u>」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、<u>感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</u> イ <u>感染症に係る業務継続計画</u> - a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) - b 初動対応 - c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ <u>災害に係る業務継続計画</u> - a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) - b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) - c 他施設及び地域との連携 ③ <u>研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</u> 職員教育を組織的に浸透させていくために、定
--	--

※第 22 条の 2 «経過措置»

令和 6 年 3 月 31 日までの間①②③

①「講じなければ」→「講ずるよう努めなければ」

②「実施しなければ」→「実施するよう努めなければ」

③「行うものとする」→「行うよう努めるものとする」

第23条・第24条 略	期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、<u>感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</u> ④ <u>訓練（シミュレーション）</u>においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、<u>事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u>なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、<u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</u> 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (15) 略
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置） 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定居宅介護支援事業所における<u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）<u>をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u> (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための<u>指針を整備すること。</u> (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための<u>研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。 ※第24条の2《経過措置》 令和6年3月31日までの間、 「講じなければ」→「講ずるよう努めなければ」	(16) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 基準第21条の2に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、<u>具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。</u>各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、<u>他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</u> なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 <u>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</u> 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、<u>感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</u>構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者</u>（以下「感染対策担当者」という。）<u>を決めておくことが必要である。</u>感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、<u>おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u> 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの

	ためのガイドンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、<u>感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</u>また、事業所に実施が求められるものであるが、<u>他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</u> 感染対策委員会は、<u>居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、口の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。</u>この場合にあつては、<u>指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。</u> ロ <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針</u> 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、<u>平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</u> 平常時の対策としては、<u>事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。</u>また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、<u>明記しておくことも必要である。</u> なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「<u>介護現場における感染対策の手引き</u>」を参照されたい。 ハ <u>感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</u> 介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、<u>感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</u> 職員教育を組織的に浸透させていくためには、<u>当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。</u>また、研修の実施内容についても<u>記録することが必要である。</u> なお、研修の実施は、<u>厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</u> また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シ</u>
--	---

第 25 条～第 30 条 略	<u>ミュレーション</u>)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (17)～(21) 略
(虐待の防止) 第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会</u> (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) <u>を定期的</u>に開催するとともに、その結果について、<u>介護支援専門員に周知徹底を図ること</u>。 (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための<u>指針を整備すること</u>。 (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための<u>研修を定期的</u>に実施すること。 (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための<u>担当者を置くこと</u>。 ※第 30 条の 2 《経過措置》 令和 6 年 3 月 31 日までの間、 「講じなければ」→「講ずるよう努めなければ」	(22) 虐待の防止 基準省令第 27 条の 2 は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定居宅介護支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、<u>次に掲げる観点から指定居宅介護支援事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとする</u>。 ・<u>虐待の未然防止</u> 指定居宅介護支援事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第 1 条の 2 の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・<u>虐待等の早期発見</u> 指定居宅介護支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・<u>虐待等への迅速かつ適切な対応</u> 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定居宅介護支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見

	に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために<u>次に掲げる事項を実施するものとする。</u> なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 ① <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）</u> 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、<u>管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</u> 一方、<u>虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</u> なお、<u>虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。</u> また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、<u>次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。</u> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
--	---

第31条・第32条 略 第4章・第5章 略	へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する こと ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果 についての評価に関すること ② <u>虐待の防止のための指針（第2号）</u> 指定居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防 止のための指針」には、<u>次のような項目を盛り込 むこととする。</u> イ 事業所における虐待の防止に関する基本的 考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織 に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本 方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する 基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関 する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する 事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事 項 ③ <u>虐待の防止のための従業者に対する研修（第3 号）</u> 従業者に対する虐待の防止のための研修の内 容としては、<u>虐待等の防止に関する基礎的内容等 の適切な知識を普及・啓発するものであるととも に、当該指定居宅介護支援事業所における指針に 基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。</u> 職員教育を組織的に徹底させていくためには、 当該指定居宅介護支援事業者が指針に基づいた <u>研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回 以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず 虐待の防止のための研修を実施することが重要 である。</u> <u>また、研修の実施内容についても記録すること が必要である。</u>研修の実施は、事業所内での研修 で差し支えない。 ④ <u>虐待の防止に関する措置を適切に実施するた めの担当者（第4号）</u> 指定居宅介護支援事業所における虐待を防止 するための体制として、①から③までに掲げる措 置を適切に実施するため、<u>専任の担当者を置くこ とが必要である。</u>当該担当者としては、虐待防止 検討委員会の責任者と同一の従業者が務めるこ とが望ましい。 (22)～(24) 略 4・5 略
----------------------------------	--